

利用できるサービスは？

要支援1・2の人は介護予防サービス、 要介護1～5の人は介護サービスが 利用できます

- 利用者負担は原則としてサービス費用の1割、2割、3割です。利用者負担についてはP16参照。

※医療費控除の対象となるサービスもありますので、ケアマネジャーに確認してください。65歳以上の方で、要介護3以上に該当する方は、障害者控除等を受けることができる場合があります。詳しくは介護認定係までお問い合わせください。

- 共生型サービスに対応したサービスには★マークがついています。共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

在宅サービス ※サービスの種類の項で下段に青字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

- サービス費用のめやすは、〔介護報酬による費用額(自己負担1割相当)〕を表記しています。このほかに、利用するサービスの種類や内容などによる加算がある場合があります。

●通所して利用する

サービスの種類	要支援1・2の人 介護予防サービス（予防給付）	要介護1～5の人 介護サービス（介護給付）
通所介護★ (デイサービス) 予防通所事業 	区が実施する地域支援事業による介護予防・日常生活支援総合事業の「予防通所事業」として利用します。 くわしくはP33へ	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活能力向上のための支援を日帰りで行います。 ◆サービス費用のめやす (利用者負担／1日) ※送迎を含む ◎通常規模の事業所の場合 (5時間以上6時間未満の場合) 要介護1 / 6,213円 (622円) 要介護2 / 7,335円 (734円) 要介護3 / 8,469円 (847円) 要介護4 / 9,592円 (960円) 要介護5 / 10,725円 (1,073円) ◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合) 要介護1 / 7,172円 (718円) 要介護2 / 8,469円 (847円) 要介護3 / 9,810円 (981円) 要介護4 / 11,150円 (1,115円) 要介護5 / 12,513円 (1,252円) ※食事代は別途700円程度の自己負担

●通所して利用する

サービスの種類	要支援1・2の人 介護予防サービス（予防給付）	要介護1～5の人 介護サービス（介護給付）																		
通所リハビリ テーション (デイケア) 介護予防 通所リハビリ テーション 	老人保健施設や医療機関等で、共通 的サービスとして日常生活上の支援 やリハビリテーションを行うほか、 その人の目標に合わせた選択的サー ビス(下の表)を提供します。 ※利用できるのは1つの事業所のみです。 ◆サービス費用のめやす(月単位の定額) (利用者負担／1月) 共通のサービス ※送迎、入浴を含む <table><tr><td>要支援1</td><td>／ 25,174円 (2,518円)</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>／ 46,930円 (4,693円)</td></tr></table> 選択的サービス等の加算 利用者の目標に応じて単独で、あるいは複数を組 み合わせて利用します。 <table><tr><td>栄養改善</td><td>2,220円 (222円)</td></tr><tr><td>口腔機能向上</td><td>1,665円 (167円)</td></tr></table> 栄養改善 管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や、 食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行 います。 口腔機能の向上 歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯みがきや義歯の手入 れ法の指導や、摂食・嚥下機能を向上させる訓練など を行います。	要支援1	／ 25,174円 (2,518円)	要支援2	／ 46,930円 (4,693円)	栄養改善	2,220円 (222円)	口腔機能向上	1,665円 (167円)	老人保健施設や医療機関等で、食事、 入浴などの日常生活上の支援や生活 行為向上のためのリハビリテーショ ンを、日帰りで行います。 ◆サービス費用のめやす (利用者負担／1日) ※送迎を含む ◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合) <table><tr><td>要介護1</td><td>／ 8,458円 (846円)</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>／ 10,023円 (1,003円)</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>／ 11,610円 (1,161円)</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>／ 13,486円 (1,349円)</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>／ 15,306円 (1,531円)</td></tr></table>	要介護1	／ 8,458円 (846円)	要介護2	／ 10,023円 (1,003円)	要介護3	／ 11,610円 (1,161円)	要介護4	／ 13,486円 (1,349円)	要介護5	／ 15,306円 (1,531円)
要支援1	／ 25,174円 (2,518円)																			
要支援2	／ 46,930円 (4,693円)																			
栄養改善	2,220円 (222円)																			
口腔機能向上	1,665円 (167円)																			
要介護1	／ 8,458円 (846円)																			
要介護2	／ 10,023円 (1,003円)																			
要介護3	／ 11,610円 (1,161円)																			
要介護4	／ 13,486円 (1,349円)																			
要介護5	／ 15,306円 (1,531円)																			
	※食事代は別途700円程度の自己負担																			

●品川区が独自に行う市町村特別給付のサービス

サービスの種類	要支援1・2、要介護1～5の人
要支援者夜間対応サービス	要介護から要支援に移行した場合であっても、引き続き「夜間対応型訪問介護サービス」を受けられるサービスです。サービス内容等は、夜間対応型訪問介護サービスに準じます。
要支援者通院介助サービス	要支援者の通院時をサポートします。車いすや杖歩行など歩行が不安定の要支援者に対して、安全に通院できるよう支援します。予防訪問事業に引き続きサービスを提供します。 ◆1月の利用回数 1回60分以内のサービスを月1回提供します。 ◆利用料 3,000円 (300円)
要介護者病院内介助サービス	要介護者が通院したとき、病院内における待ち時間の付き添い・医師等との面談などで介助が必要な場合に介助サービスを提供します。訪問介護と組み合わせてサービスを提供します。 ◆1月の利用回数 1回90分以内(30分単位)のサービスを月1回提供します。 ◆利用料 病院内での時間が ①30分以内は1回2,500円 (250円) ②60分以内は1回3,000円 (300円) ③90分以内は1回3,500円 (350円)

利用できるサービスは？

●訪問を受けて利用する

サービスの種類	要支援1・2の人 介護予防サービス（予防給付）	要介護1～5の人 介護サービス（介護給付）
訪問介護★ (ホームヘルプ) 予防訪問事業 	区が実施する地域支援事業による介護予防・日常生活支援総合事業の「予防訪問事業」として利用します。 くわしくはP32へ	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や本人に関わる調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。 ◆サービス費用のめやす (利用者負担／1回) ◎身体介護(20分以上30分未満の場合) 2,781円 (279円) ◎生活援助(20分以上45分未満の場合) 2,040円 (204円) ※早朝、夜間、深夜などは加算あり ◎通院のための乗車または降車の介助(1回につき) 1,105円 (111円) ※運賃は別途自己負担

訪問介護サービスでは提供できるサービスとできないサービスがあります

○訪問介護サービスの対象となるもの

身体介護

食事、入浴、排せつなどの生活動作ができず、
介助を必要とする場合に利用

- 衣服の着脱や体位変換
- 清拭や入浴の介助
- 起床・就寝の介助
- 排せつの介助
- 服薬の介助 ●食事の介助
- 通院などのため乗車・降車の介助
- 通所介護事業所や介護保険施設の見学（今後受けるサービスを選択する目的）の同行
- 家族への見舞い（頻繁でない場合に限る）の同行
- 官公署への届け出の同行



生活援助

ひとり暮らしの人や、同居家族が病気などで
自ら家事を行うことが困難な場合に利用

- 生活必需品の買い物、薬の受け取り
- 日常の食事の準備や調理
- 衣服の整理・補修やベッドメイク
- 洗濯や専用部屋の掃除 等

※本人が不在中の生活援助はできません。

※生活援助は、同居の家族がいる場合は、基本的に利用できません。

※要支援1・2の人が利用する予防訪問事業では「身体介護」と「生活援助」の区分がなくなり、本人が自身で行うことが困難な場合にサービスが提供されます。



通院のための乗車または降車の介助

自宅の中で

- 着替えや外出の支度などの介助

自宅から乗車までの間で

- 転倒しないように支える介助 ●乗車するための介助

降車から病院等までの間で

- 車から降りるための介助 ●階段や段差を超えるための介助
- 院内の移動（受付まで）・受診等の手続き

※要支援1・2の人は利用できません。また乗降介助の必要がない人は、このサービスを利用することはできません。

※運賃は別途自己負担となります。



×訪問介護サービスの対象とならないもの

直接本人の援助に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為または家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のための調理、洗濯、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除



※家族との共用部分（トイレ・浴室・居間など）の掃除は原則としてできません。

- 来客の応接（お茶、食事の手配など）
- ドライブ ●カラオケ
- 冠婚葬祭
- お祭りなど地域の行事への参加
- 自家用車の洗車・清掃
- 外食 ●理美容 等



日常生活の援助に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話 等



日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等



医療行為

ホームヘルパーによる医療行為は原則認められていません。ただし、一定の研修を修了した介護職員等は、医師の指示や看護師等との連携のもとで以下の医療行為が認められます。

①たんの吸引 ②経管栄養

また、医療行為に該当しない以下の行為は原則認められます（必要に応じて医師や看護師等に確認や連絡が行われます）。

体温計による脇の下・耳による検温、自動血圧測定器による血圧測定、パルスオキシメータの装着、軽微な外傷等に対して専門的な判断や技術を必要としない処置、軟膏の塗布・湿布の貼付・点眼薬の点眼・一包化された内服薬の内服・坐薬挿入・鼻腔粘膜への薬剤噴霧の介助【ただし、容態が安定し、投薬による危険性等がない場合】、爪切り、爪やすりがけ、口腔内の刷掃・清拭、耳垢の除去、ストマ装具のパウチにたまった排泄物の廃棄、自己導尿を補助するためカテーテルの準備や体位の保持、市販の浣腸器による浣腸

金銭・貴重品の取り扱い

預貯金の引き出しや年金の受け取りなど、ホームヘルパーに金銭や貴重品の取り扱いを頼むことは原則としてできません。トラブルの原因ともなりかねないので、現金や通帳などは本人または家族が管理しましょう。成年後見制度（P47）が利用できる場合があります。

●品川区では、利用を希望される方の身体状況や介護の状況等により、個別に総合的な利用の判断を行っています。

●訪問を受けて利用する

サービスの種類	要支援1・2の人 介護予防サービス（予防給付）	要介護1～5の人 介護サービス（介護給付）
訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護	介護職員と看護職員が入浴車で家庭を訪問し、利用者が自分で入浴できるよう支援します。 ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1回） 9,758円（976円）	介護職員と看護職員が入浴車で家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。 ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1回） 14,432円（1,444円）
訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	主治医が必要と認めた人に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問して日常生活能力を向上させるためリハビリテーションを行います。 ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1回） 3,307円（331円） ※20分以上の指導を行った場合	主治医が必要と認めた人に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問して日常生活能力を向上させるためリハビリテーションを行います。 ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1回） 3,418円（342円） ※20分以上の指導を行った場合
訪問看護 介護予防 訪問看護	主治医が必要と認めた人に、看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。 ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1回） ◎訪問看護ステーションから （30分未満）5,141円（515円） （30分以上1時間未満）9,051円（906円） ◎病院または診療所から （30分未満）4,354円（436円） （30分以上1時間未満）6,304円（631円）	主治医が必要と認めた人に、看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。 ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1回） ◎訪問看護ステーションから （30分未満）5,369円（537円） （30分以上1時間未満）9,382円（939円） ◎病院または診療所から （30分未満）4,548円（455円） （30分以上1時間未満）6,543円（655円）
居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	通院が困難な人に、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が家庭を訪問し、療養生活上の助言や指導を行います。 ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1回） ◎医師による指導の場合 5,150円（515円）〈1か月に2回まで〉	通院が困難な人に、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が家庭を訪問し、療養生活上の助言や指導を行います。 ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1回） ◎医師による指導の場合 5,150円（515円）〈1か月に2回まで〉

●在宅での暮らしを支える

サービスの種類	要支援1・2の人 介護予防サービス（予防給付）	要介護1～5の人 介護サービス（介護給付）
福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。 ●手すり（工事をとまなわないもの） ●スロープ（工事をとまなわないもの） ●歩行器 ●歩行補助つえ ●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉杖を除く） ●多点杖 サービス費用は、実際に貸与に要した費用に応じて異なります（利用者負担割合を負担します）。同じ福祉用具でも、料金は事業者によって異なります。説明を受け、納得のいく事業者から借りてください。 ■要支援1・2および要介護1の人には、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。 貸与の対象となる用具のうち、固定用スロープ（携帯用は除く）、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉杖は除く）、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。 ●機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。 ●商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ●車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●歩行器 ●歩行補助つえ ●手すり（工事をとまなわないもの） ●スロープ（工事をとまなわないもの） ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト（つり具を除く） ●自動排泄処理装置（要介護4・5の人のみ）

●在宅での暮らしを支える

サービスの種類	要支援1・2の人 介護予防サービス（予防給付）	要介護1～5の人 介護サービス（介護給付）
特定福祉用具販売 特定介護予防 福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費の9割～7割相当額を支給します。支給限度額は、介護を受けている人ひとりにつき要介護度の程度にかかわらず1年間（4月から翌年3月）に10万円（利用者負担1万～3万円）が上限です。 ●腰掛便座 ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具 ●排泄予測支援機器 ●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉杖を除く） ●多点杖 貸与の対象となる用具のうち、固定用スロープ（携帯用は除く）、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉杖は除く）、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。 ■都道府県知事の事業者指定を受けていない福祉用具販売事業者からの購入については、支給されません。 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費の9割～7割相当額を支給します。支給限度額は、介護を受けている人ひとりにつき要介護度の程度にかかわらず1年間（4月から翌年3月）に10万円（利用者負担1万～3万円）が上限です。
住宅改修費支給 介護予防 住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をした時、工事費の9割～7割相当額を支給します。支給限度額は、介護を受けている人ひとりにつき要介護度にかかわらず20万円（利用者負担2万～6万円）が上限です。原則1回限りの支給です。20万円までであれば数回に分けて改修することができます。 ■工事の前に区への申請が必要です。改修前にケアマネジャーに相談してください。 ■品川区では住宅改修アドバイザー（1級建築士）を派遣し、相談に応じています。 お問い合わせ：高齢者福祉課介護給付係 ☎03-5742-6927	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をした時、工事費の9割～7割相当額を支給します。支給限度額は、介護を受けている人ひとりにつき要介護度にかかわらず20万円（利用者負担2万～6万円）が上限です。原則1回限りの支給です。20万円までであれば数回に分けて改修することができます。

●短期間入所する

サービスの種類	要支援1・2の人 介護予防サービス（予防給付）	要介護1～5の人 介護サービス（介護給付）
短期入所生活介護 ★ 短期入所療養介護 （ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護 ★ 介護予防短期入所療養介護	介護老人福祉施設や介護老人保健施設等で短期間の入所により日常生活上の支援や機能訓練などを行います。 ■利用月の2か月前の1日～20日迄に家族が施設に電話または来所のうえ申込みください。 ■締切り日以降でも随時申込みできますが、キャンセル待ちとなります。 ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1日） 〈介護予防短期入所生活介護〉 ◎介護老人福祉施設（併設型・多床室の場合） 要支援1 / 5,006円（501円） 要支援2 / 6,227円（623円） ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1日） 〈介護予防短期入所療養介護〉 ◎介護老人保健施設（多床室の場合） 要支援1 / 6,681円（669円） 要支援2 / 8,436円（844円）	介護老人福祉施設や介護老人保健施設等で短期間の入所により日常生活上の支援や機能訓練などを行います。 ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1日） 〈短期入所生活介護〉 ◎介護老人福祉施設（併設型・多床室の場合） 要介護1 / 6,693円（670円） 要介護2 / 7,459円（746円） 要介護3 / 8,269円（827円） 要介護4 / 9,046円（905円） 要介護5 / 9,812円（982円） ◆サービス費用のめやす（利用者負担／1日） 〈短期入所療養介護〉 ◎介護老人保健施設（多床室の場合） 要介護1 / 9,047円（905円） 要介護2 / 9,592円（960円） 要介護3 / 10,289円（1,029円） 要介護4 / 10,867円（1,087円） 要介護5 / 11,466円（1,147円） ◆サービス費用のめやす（利用者負担） ◎特定短期入所療養介護 難病やがん末期の要介護者が利用した場合（6時間以上8時間未満の場合） 14,126円（1,413円）